

- ② キャラクターの起用も可とする。
- ③ 「調査実施の認知」及び「マンション等集合住宅居住者への回答促進」については、上記「7 (2)、(5)」の各時期に1種類以上、上記6、7で記載されている訴求対象及び訴求内容に応じて企画作成すること。
- ④ 「インターネット回答の促進」については、上記「7 (3)、(4)」の各時期に1種類以上、上記6、7で記載されている訴求対象及び訴求内容に応じて企画作成すること。
- ⑤ テレビCM素材について、放送局への送稿用に複製を行うこと。コピーガードを解除して作成し、複製利用ができるものとする(複製は、総務省、各府省、地方公共団体、各種協力団体等のみできることとする)。
- ⑥ 出稿パターンはコの字型(平日:6:00~8:00及び19:00~25:00、土日祝日:6:00~25:00)で行い、各地区1局以上(ただし、東京、大阪、名古屋地区においては2局以上、合計35局以上)、各局1000GRP(累積視聴率)以上(ただし、東京、大阪、名古屋地区においては各局1500GRP以上)を確保すること。

(2) ラジオスポットCMの企画・作成

- ① 上記「7 (2)、(3)、(4)」の各時期に1種類以上、テレビCMスポットと連動させて、20秒のラジオCMの企画・作成を行う。また、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の4言語について、外国語ラジオCMを同様に作成すること。
- ② ①で作成したCMを各地区1局以上(合計37局以上)、各時期に各局30回以上放送すること。
- ③ 仕事をしながらラジオを聴く人を狙った番組や、放送の時間帯を各者提案すること。
- ④ 外国語CMについて、4局以上で各時期に各言語2回以上放送すること。
- ⑤ ラジオCM素材について、放送局への送稿用に複製を行うこと。
- ⑥ キャラクターによるナレーションも可とする。

(3) 新聞広告の実施

- ① 上記「7 (2)~(6)」の各時期に全国紙5紙の朝刊に掲載すること。内容については、訴求内容に応じて各者提案によるものとする。
- ② 版下については、別紙2のとおり作成し、提出すること。
- ③ キャラクターの起用も可とする。

(4) 交通広告の実施

- ① 上記「7 (1)~(4)」の期間に交通広告を実施すること。
- ② 内容については、各者の提案によるものとするが、電車、バス等を活用した企画を提案すること。
- ③ キャラクターの起用も可とする。

(5) 雑誌広告の実施

上記「7 (1)~(4)」の期間について、インフルエンサー(世間に大きな影響力をもつ人や事物)等を活用し効果的な広報を展開すること。内容については各者の提案によるものとする。

(6) インターネット広告